

資料編

I 策定経緯

1 市民意見募集・説明会等

(1) 素案作成に向けた取組

①都市計画マスターplan川崎区構想改定に向けた市民ワークショップを開催

- ・開催日：令和2（2020）年2月1日

- ・参加人数：11名

②都市計画マスターplan川崎区・幸区・中原区構想改定に向けたまちづくりフォーラムを開催

- ・開催日：令和2（2020）年7月12日（幸区・中原区と合同で開催）

- ・参加人数：37名

③地域で主体的にまちづくり活動を行う団体等にヒアリングを実施

- ・実施期間：令和元（2019）年10月～令和元（2019）年12月

- ・対象団体：27団体 135名（幸区・中原区と合算）

(2) 素案作成後の取組

①改定素案に関するパブリックコメント

- ・調査期間：令和2（2020）年11月25日～令和3（2021）年1月12日

- ・閲覧場所等：ホームページ、情報プラザ、各区役所、都市計画課

- ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール

- ・意見書総数：6通（48件）（幸区・中原区と合算）

②改定素案に関する市民説明会

- ・日程（会場）：令和2（2020）年12月17日（川崎市役所第4庁舎）

- ・参加者総数：3名

- ・質疑総数：0件

③改定案の縦覧（意見募集）

- ・調査期間：令和3（2021）年5月25日～令和3（2021）年6月7日

- ・閲覧場所等：ホームページ、情報プラザ、各区役所、大師支所、田島支所、日吉出張所、教育文化会館、幸市民館、中原市民館、川崎図書館（大師分館、田島分館含む）、幸図書館（日吉分館含む）、中原図書館、都市計画課

- ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール

- ・意見書総数：1通（1件）（幸区・中原区と合算）

ワークショップ等のとりまとめ

- ・商業施設が充実していて便利
- ・東京・横浜方面へアクセスしやすい
- ・駅の新たな出入り口ができて便利になった
- ・宿泊施設が少ない
- ・旧東海道が活かされていない
- ・路上マナーが守られていない
- ・踏切で渋滞が起きている
- ・災害時の拠点が必要

駅周辺

- ・大きなマンションが建ち、若い人が増えた
- ・若い人が増えたが、町内会に入らない人が多い
- ・台風時に多摩川が氾濫した

駅周辺

- ・大きなマンションが建ち、若い人が増えた
- ・台風時に駅前の商業施設が避難場所として開放された
- ・若い人が増えたが、町内会に入らない
- ・お正月は駅周辺の道路で大渋滞が起こる
- ・駅前に商業施設がほしい

- ・JR線と京急線の乗換がしやすい
- ・自動車や自転車の通行が多く、事故も起きている

駅周辺

- ・駅前に賑わいがほしい

駅周辺

住宅地

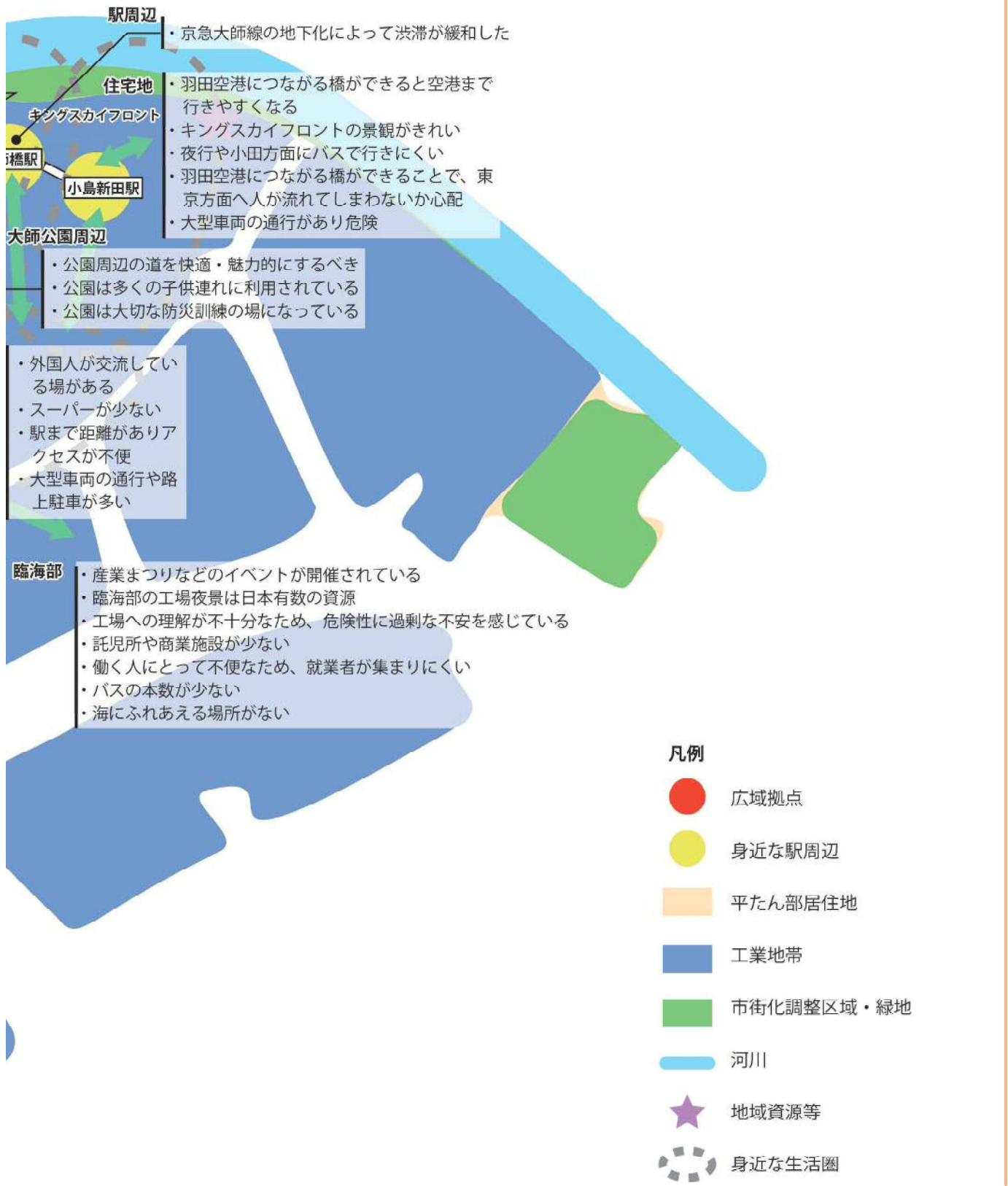
- ・空き家が増えてきている
- ・一人暮らしの高齢者が増えてきている
- ・高齢者や子供が集まる場がない
- ・狭い道路が多い

- ・大きな商業施設があり、買い物が便利
- ・駅ができると便利になった
- ・踏切を渡るのが危険

区全体

- ・高齢者の支援を目的とした団体が多い
- ・商店街が買い物だけでなく、交流の場にもなっている
- ・平たんな地形なので自転車で移動しやすい
- ・多くのお祭りやイベントが実施されている
- ・活発な町内会が多いが、担い手が不足してきている
- ・川崎駅と臨海部をつなぐ公共交通は多いが、その他の地域をつなぐ公共交通が少ない
- ・道が狭く、消火活動などが困難な地域がある
- ・川に挟まれているため浸水が不安
- ・浸水が想定されている地域が多く、どこへ避難するかの判断が難しい

駅周辺



2 川崎市都市計画審議会等

①第12回 都市計画マスタープラン小委員会

- ・開催日：令和元（2019）年8月30日
- ・議題：○高津区構想・宮前区構想の改定に向けた取組について
○川崎区構想・幸区構想・中原区構想の改定に向けた取組について

②第15回 都市計画マスタープラン小委員会

- ・開催日：令和2（2020）年9月23日
- ・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定に向けた取組状況について

③第16回 都市計画マスタープラン小委員会

- ・開催日：令和3（2021）年3月26日
- ・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定に向けた取組状況について

④第88回 川崎市都市計画審議会

- ・開催日：令和3（2021）年7月28日
- ・議題：○「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」の改定について

Ⅱ 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
ウォーカブルなまちづくり	官民連携により、公共空間等を利活用し、居心地が良く歩行者が滞在したくなる空間へと転換されることによって、人々の多様な交流や賑わいの生まれやすい、歩きたくなるまちをめざす考え方。
SDGs	「Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
NPO	Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。環境・福祉などの非営利活動を行う市民団体の総称。平成10（1998）年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
オフピーク通勤	主に鉄道の混雑緩和を図るため、混雑時間为了避免して通勤すること。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質のある気体。温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

か行

海岸保全基本計画	「海岸法」に基づき、地域の意見を反映した、海岸保全および、海岸保全施設の整備に関する基本的な計画として、都道府県知事が全国の71沿岸区分ごとに定めるもの。
街区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
川崎エコタウン	平成9（1997）年に川崎臨海部全体を対象に、環境と産業の調和したまちづくりをめざす「環境調和型まちづくり構想」を策定し、政府から認定を受けた、国内第1号のエコタウン地域。市内産業の活性化とともに、国内外の資源循環の促進に向けて取組を進めている。
川崎市協働・連携の基本方針	今後の協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすることを目的として、協働・連携に関する市としての基本的考え方や方向性を示すもの。（平成28（2016）年3月）
川崎市総合計画	地方自治体が行政運営を総合的かつ計画的に行うことの目的として定める計画で、長期的な指針となるビジョンを定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容などを定めた「実施計画」の3層で構成されている。（平成28（2016）年3月策定）
川崎市地区まちづくり育成条例	市民が主体となって、身近な居住環境の維持・改善に取り組む活動を進めていく際に必要な手続きや仕組みを定めたもの。（平成21（2009）年12月策定）

川崎市無電柱化整備基本方針	市内の無電柱化の一層の推進を図るために、重点化するエリアを設定するなどの方向性を定めたもの。（平成23（2011）年3月策定）
環境ロードプライシング	首都高横浜羽田空港線（以下横羽線）沿線の住宅地域の沿道環境を改善することを目的に、首都高湾岸線・川崎線を利用する大型車の料金を割り引くことで、横羽線と料金に差を設け、横羽線から湾岸線への転換を図る施策のこと。
管理運営協議会	公園利用に係わる規制緩和を推進し、地域コミュニティの核としての公園の利活用を図るとともに、市民との協働による管理運営を進める目的として、平成18（2006）年から実施された地元管理の取組。
基幹的広域防災拠点	首都圏における広域的・甚大な災害に対して円滑かつ効率的な応急復旧活動の拠点として活用されるもので、川崎臨海部の東扇島地区は災害時の物流のコントロール機能や自衛隊など広域支援部隊のベースキャンプとしての機能を担う。平常時には、東扇島東公園として市内で唯一の人工海浜を持つ親水公園として利用される。
狭あい道路	幅員が4m未満の狭い道路。
協調建替	複数の土地所有者などが一体性に配慮した設計に基づいて、各戸の敷地で行う建替え。
緊急輸送道路、緊急交通路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送などを効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送道路は、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画など策定協議会が被災者の避難や物資を輸送するために指定した道路のこと。
キングスカイフロント	川崎区殿町地区の愛称。羽田国際空港の前の拠点において日本の成長を索引し、世界の持続的な発展のためのイノベーションを創出する地区。
近隣公園	「都市公園法」に基づく都市公園で、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。本市では、「緑の基本計画」において、本市の緑を考える上での骨格として位置づける「様々な主体の協働」「つながりのある緑」「地域の核となる緑」「緑と水のネットワーク」「緑の活用の仕組み」の総称としてとらえている。
国際化	社会的あるいは経済的活動が、国家や地域などの境界を越えて広がっていくこと。
景観計画特定地区	「景観法」に基づき、本市の景観を先導していくべき重要な地区のこと。景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ることを目的に定めるもの。
建築協定	「建築基準法」に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠など）を定める制度。
建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）	川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮したしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とし、持続可能な建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促すもの。
高規格堤防	従来の堤防の外側を盛土し、堤防の幅を高さの30倍程度に広げた堤防のこと。従来の堤防は水位が限界に達すると決壊し、水が溢れるが、高規格堤防は後背地全体が高くなっているため、決壊を防ぐことができ、耐震設計を行ったため地震に対しても安全な堤防である。また、堤防上については、通常の土地利用が可能。

交通結節機能	鉄道とバスなど交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。
港湾緑地	「港湾法」に定められた港湾環境整備施設の一つである緑地。
コーポレーティブシステム	あるエネルギー源から、電気と熱など複数の異なるエネルギーを同時に得るシステムのこと。エネルギー効率の大きな改善が可能となる。
コミュニティ交通	在来の路線バスの運行がない、あるいは道路幅員などの理由で運行できない地域などを対象に、地域の住民などが中心となって導入する基本的に誰もが利用できる交通手段のこと。

さ行

市街化区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定めるもの。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域として定めるもの。
市街地再開発事業	「都市再開発法」に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、「細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築」、「公園、広場、街路などの公共施設の整備」などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業。
住宅セーフティネット	住宅市場のなかで独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況などに適した住宅を確保できるようなさまざまな取組。
自立分散型エネルギー	再生可能エネルギー・ソーラー発電やコーポレーティブシステムなど、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を貯え、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。
新多摩川プラン	多摩川の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場（憩い、遊ぶ、学ぶ）を創出するために策定された計画。（平成28（2016）年3月策定）
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
スマートシティ	電力の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた、エリア単位での次世代エネルギー・社会システムの概念のこと。
生活行動圏	鉄道沿線を中心に展開している市民の日常的な生活圏として、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの4つに大別したエリア。
総合公園	「都市計画法」に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり、10～50haを標準として設置する。
総合設計制度	市街地環境の整備を図ることを目的とした、「建築基準法」に基づく制度の一つ。敷地内に一定以上の公共的なオープンスペースを確保する場合などに、容積率や高さの制限が緩和される。

た行

大規模小売店舗	店舗面積のうち、飲食店業などを除く小売業を行うための床面積が一定の基準（政令では 1,000m ² と規程）を超える小売店舗のこと。新設しようとする者は「大規模小売店舗立地法」に基づく届出などが必要。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩川景観形成ガイドライン	多摩川の魅力を活かした街なみづくりの推進を図るために、多摩川の沿岸地域で建築行為や開発行為などを行う際の基本的なルールを設定したもの。（平成20（2008）年3月策定）
多摩川水系河川整備計画	多摩川（国の直轄管理区間）における、治水、利水、環境を総合的に捉えた河川整備計画。（平成13（2001）年3月策定）
地域包括ケアシステム	介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制。
地域緑化推進地区	緑豊かな住み良い環境のまちにするために、地区における緑化の内容や緑化された土地の管理などを住民自らが計画し、自主的に緑化を推進しようとする地区的うち、計画案を条例に基づき市長が認定した地区。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態や道路、公園の配置などについて、住民の意向を反映し、市が定める都市計画。
地区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つ。主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
長期優良住宅認定制度	構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。
鶴見川流域水害対策計画	流域の浸水被害を防止・軽減する目的で進める河川整備、下水道整備、流域対策についての計画。河川管理者及び下水道管理者、流域自治体が共同で策定している。（平成19（2007）年3月策定）
低炭素建築物認定制度	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物について、「低炭素建築物新築等計画」を認定する制度。認定を受けた建築物は、税制優遇や容積率の緩和などを受けることができる。
低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン	拠点地域などにおける開発計画において、地球環境への配慮や都市の成長に資する取組を適切に評価することで、事業者の積極的な取組を促す、容積率特例制度などの運用の考え方などを示したガイドライン。（平成27（2015）年3月策定）
道路整備プログラム	川崎市内で進める道路整備について、客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するための計画のこと。現在の道路整備プログラムは、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの計画を示している。（平成28（2016）年3月策定）
特定建築物	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により定められた、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に使用する床面積が3000平方メートル以上（学校は8000平方メートル以上）の建築物。

特定都市河川	「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定される河川。著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水流出の抑制に向けた規制、都市洪水想定区域などの指定・公表などが定められる。
都市計画基礎調査	「都市計画法」により定められた、都市計画区域内における都市計画に関する基礎調査。おおむね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査される。
都市計画区域	「都市計画法」による都市計画に関する規制などの適用を受ける区域。自然的・社会条件的、人口・土地利用・交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街化開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
都市景観形成地区	「川崎市都市景観条例」に基づき指定される、住民が主体的に都市景観の形成に取り組む地区のこと。景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ることを目的に定めるもの。
都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域	都市再生の拠点として、都市開発事業などを通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定する地域。特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定する地域。
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

内水ハザードマップ	下水道の雨水排水能力を上回る大規模な降雨等が生じ、当該雨水を排水できない場合に浸水の発生が想定される区域等の情報を記載するもの。一方、「洪水ハザードマップ」は、河川からの溢水や堤防の決壊等が起こった場合の浸水想定等の情報を記載するもので、両者とも、平常時からの防災意識の向上等に活用される。
ノンステップバス	入口から出口まで床面に段差のない低床式の路線バスのこと。車いすの乗車も可能である。補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行える。

は行

バイオマス	植物や動物などの再生可能な生物由来のエネルギー資源で、化石資源を除いたもの。
バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに運行情報を提供するシステムのこと。
パブリックコメント	市民生活に重要な計画、制度などの策定に際し、あらかじめその概要を公表し、市民からの意見を募り、その意見を十分考慮して意思決定を行う手続きのこと。
バリアフリー	公共建築物や道路、住宅における段差の解消など、高齢者や障害者などに配慮された設計・仕様のこと。

バリアフリー基本構想・推進構想	「バリアフリー法」に基づき、市が作成する。重点整備地区において、公共交通機関や建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために事業に関する基本的な構想と地区の整備方針を定めるもの。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
ヒートショック	温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動するなどによって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞などの健康被害であり、特に冬場に多く見られ、高齢者に多くみられる。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡などの環境保護など、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。
福祉のまちづくり条例	障害者や高齢者などが安全で快適に施設を利用できるよう、建築物などの通路、出入口や廊下などの幅員やスロープ、トイレ、エレベーターなどの整備基準を定めたもの。（平成21（2009）年10月改正）
分区条例	港湾の陸域部分である臨港地区（*1）内の土地を、港湾とは無関係に、無秩序に使用されると、港湾の機能が阻害され、その使命を果たすことが困難となるため、このような弊害を除去するため、分区（*2）内において構築物の規制を行い、港湾とは無関係な構築物を制限することを定めた条例。 （*1）港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体的に機能すべき陸域として、都市計画法の規制により定められた地区。 （*2）港湾の機能を十分に発揮させることを目的として、臨港地区を機能別に区分したもの（川崎港では、臨港地区に「商港区」「工業港区」「集計厚生港区」の3つの区分が指定されている。）
包括連携協定	地域が抱える課題に対して、自治体と民間企業などが双方の強みを活かし、協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組み。
防災再開発促進地区	延焼の危険性をはじめ倒壊危険性や避難困難性など、防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区のこと。

ま行

身边な生活圏	生活行動圏の範囲内における市民の日常的な生活圏として、鉄道駅を中心に生活行動圏を分けたゾーン。
---------------	---

や行

ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、誰もが分け隔てなく快適に生活できるようにしていくこと。
ユニバーサルデザインタクシー	高齢者や子育て世代、車いす利用者をはじめとした、誰もが利用できるタクシーのこと。川崎市内を運行するユニバーサルデザインタクシーは、一般のタクシーと同料金で利用できる。
用途地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。機能的で安全な住みよい都市をつくるために、合理的な土地利用計画の基に、建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどについて、適正なルールを定めるもの。

ら行

ライフライン	電気・ガス・上下水道などの公共公益設備や電話やインターネットなどの通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道などの物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要な設備や機能のこと。
緑化推進重点地区	都市の顔となる地区として、重点的な緑化の推進が効果的であること、市街地開発事業などと連携した計画策定が可能であること、緑による良好な住環境の形成が可能であることなどの考え方のもとで設定した地区。市内の都市拠点を中心に8地区を設定。地区ごとに、緑化の基本方針、目標及び主な緑化の取組などを位置づけた「緑化推進重点地区計画」を、市民・事業者・行政の協働により策定している。
臨海部ビジョン	川崎臨海部を持続的に発展させるために、企業をはじめ川崎臨海部におけるさまざまな関係者とともに策定。30年後を見据えた川崎臨海部のめざす将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示すことで、関係者が将来像などを共有し実現に向け協力して取り組んでいくことを策定の目的としている。（平成30（2018）年3月策定）
連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除去し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
連担建築物設計制度	「建築基準法」に基づき、既存の建物を含む複数の敷地・建物を一体として合理的な設計を行う場合に、特定行政庁の認定により、当該敷地群を一つの敷地とみなして、接道義務、容積率制限、建ぺい率制限、斜線制限、日影制限などを適用できる制度。

川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想

発 行 川崎市

○編 集

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-2713

F A X 044-200-3969

E-MAIL 50tosike@city.kawasaki.jp

令和3(2021)年8月31日改定版 初版